

【令和8年度版】

# 森小みまもり隊ガイド



横浜市立森の台小学校

森小みまもり隊 (MMT)

## 目次

1. 個別登校・集団登校について
2. 学区について
3. 登下校班について
4. 登校班の約束事
5. 旗ふり活動へのご協力をお願い
6. 転入・転出・地区移動について
7. 森小みまもり隊（MMT）とは？
8. 緊急時・非常事態について
9. 森の台小学校の学区内旗ふり場所マップ
10. よくある質問リストQ&A
  - ①登校班関係
  - ②旗ふり活動関係
  - ③その他

## はじめに

---

森の台小学校は、四方を坂で囲まれており、高台にある小学校です。坂の下に最寄りの駅があるため、朝の時間帯は通勤通学の車やバイク、自転車がスピードを出しているのが現状です。そのため、危険を伴う道路や大きな交差点等での旗ふり活動をおこなっています。

森小みまもり隊（以下“MMT”と記載）は、学校・家庭・地域・各行政機関の方々のお力添えをいただきながら、子どもたちの安全を願って活動を進めております。

MMTは、各地区（寺山・台村・森の台・中山）から原則1名以上ずつ役員が選出され、任期である1年間は、通学路の安全を考える『スクールゾーン協議会』の開催や『旗ふり活動』の担当振り分け等の活動をおこなっております。また必要に応じて、学校・PTA本部との打合せや会議をし、子どもたちの安心安全を保持できるよう努めております。

この《森小みまもり隊ガイド》は、森の台小学校における登下校に関わるルールやMMTの活動をまとめたものです。各ご家庭で一読いただいたうえ、校外活動へのご理解ご協力をよろしく願いいたします。

こちらの内容に不明な点がございましたら、学校（副校長）にお問い合わせください。

## 1. 集団登校・個別登校体制

---

森の台小学校区内の道路事情は、道幅が狭く、坂道も多くあります。また、朝の時間帯は車やバイク、自転車の通行が多い場所もあります。近隣の神奈川大学付属中・高等学校とも連携をとり、子どもたちが安全に登校できるようルートに分ける配慮をしています。

森の台小学校では、年度始めの4月中・毎週月曜日・運動会や土曜参観等の休日登校日は、“集団登校”体制、それ以外は“個別登校”体制をとっています。期間につきましては、年度末の3月中にすぐ一配信にてお知らせいたします。

### (1) 集団登校

年度始めの4月中、毎週月曜日、運動会や土曜参観等の休日登校日に、集団で登校します。通学路や危険個所の確認をみんなでおこないながら、登校しましょう。

### (2) 個別登校

学校に到着する時刻（8時から8時10分まで）と各自の歩くペースを考えて、家を出ましょう。登校班ルート以外は危険ですので、集団登校で通るルートでの登校をお願いします。道の歩き方、道路の横断の仕方、通行中の車、バイク、自転車、歩行者などに気を配りながら自分で歩くことにより、登校時の安全な歩き方につなげていきます。

<b>集団登校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業式～4月30日までの約1か月間</li> <li>・毎週月曜日</li> <li>・運動会や土曜参観等の休日登校日</li> </ul>
<b>個別登校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月1日以降の火曜日～金曜日</li> </ul>

## 2. 学区について

---

現在の学区は、寺山・台村・森の台・中山の4地区に分けられ、MMTが担当地区の登校班の状況把握に努めております。

各地区の現状はその地区にお住まいの保護者が一番ご存じだと思います。そのため、各登校班より1名ずつ選出される親班長に状況をお伺いすることがございます。MMTのスムーズな運営のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 3. 登下校班について

---

### (1) 登校班とは

近くに住む原則4世帯4名以上から11名以下の子どもたちで編成されるグループです。子班長（原則として班の中の最年長学年）が先頭、子副班長（原則として班長の次に最年長学年）が最後尾につき、班をまとめます。なお、登校班の所属の確認はMMTが行います。

※登校班での登校時に万一の事故やケガをした際の責任は、子班長にはありません。

※班員が12名を超える場合は枝番を使用して班員を分けますが、管理上は同じ親班長のもと、同じ班として設定されます。

※学区外から登校する場合も登校班に所属します。詳しくは「6.転入・転出・地域移動について」をご参照ください。

### (2) 登校について

登校は登校班での“集団登校”と“個別登校”があります。

### (3) 下校について

万が一の事態を未然に防ぐ為、各ご家庭でお子さんの下校ルートの把握をお願いします。下校は様々な家庭の事情があると存じますが、MMTは登校班ごとの登校ルートで下校することを推奨します。

※一部、登校と下校ルートが異なる班がございます。決められたルートをご確認ください。

## 4. 登校班の約束事

---

集団登校をするにあたり、以下のことをご確認ください。

- ① 所属する班名を確認してください。
- ② 班で決められた集合時刻・集合場所を守ります。学校の門は8時になるまで閉まっていますのでご注意ください。
- ③ 整列順は、班長を先頭に低学年を真ん中とし、副班長が最後尾につくように班内で決めてください。決められた通学路を1列で白線の内側、グリーンベルト内または道路の端を歩きます。
- ④ 班長あるいは副班長は、下級生が無理のない歩調で引率を心がけるよう、また、新1年生が登校班に慣れるまでは、思いやりをもった声かけで接してください。
- ⑤ 子どもたちだけで横断するのは危険だと思われる道路では、保護者の方に旗ふり活動をしていただいております。子どもたちが安心安全に登校できるように見守りをご指導をお願いいたします。
- ⑥ 登校中に忘れ物に気がついても、取りに戻らないようご指導ください。
- ⑦ 集合時刻に間に合わない時（欠席や遅刻等）は、登校班LINEにて必ずご連絡ください。別途、学校への連絡はすぐーるの連絡フォームにてお願いいたします。
- ⑧ 通学路において登下校時・下校後にけがをした場合は、以下の給付金制度が適用できます。

※ 年度初めにすぐーるにて加入・非加入のアンケートあり。

登下校時のけが … 『日本スポーツ振興センター』

## 5. 旗ふり活動へのご協力をお願い

### (1) 全地区共通の方針

旗ふり活動は登校する時間に合わせて、子どもたちの安全な登校のために年に数回程度、保護者協力のもと行っています。登校班の親班長より担当日の連絡が来ますので、ご確認のうえご協力ください。

なお、2024年度より**第1子1年生の世帯は夏休み前まで旗ふり活動免除**となります。それに伴い、旗ふり活動シフト表は、“夏休み明け～年度末”と“次年度4月～夏休み前”の年2回にわけてお知らせします。

### (2) 旗ふり活動の辞退申請について

2025年度より世帯に応じた配慮として、下記に該当する班員は申請年度内の旗ふり活動辞退申請が行えます。長期に渡り辞退希望の場合等いかなる理由であっても、**毎年4月末までに**辞退申請をしてください。**適用期間は、申請年度の『夏休み明け～次年度の夏休み前まで』**です。

#### 旗ふり活動辞退理由一覧

- ① 旗ふり活動時、未就学児の預け先がない世帯
- ② 保護者が子どもに付き添い登校をしている世帯
- ③ 子どもが入院している世帯
- ④ 保護者自身がお病気の世帯

辞退を希望する班員は学校（副校長）に電話で下記の内容をお伝えください。なお、辞退理由は、個人情報観点からMMT役員、親班長に共有されることはありません。

- 1) 子どもの学年・クラス・名前
- 2) 所属している登校班名
- 3) 辞退理由（上記①～④の番号）
- 4) 活動を辞退したい期間（最長1年間）

※ 第1子新1年生の世帯は、夏休み前まで旗ふりは免除になりますが、夏休み明けからも上記の理由によって辞退を希望する場合は、**4月末日までに申請が必要**となります。

※ 現在共働きの世帯が多いため、**お仕事をされていることを理由にしての辞退申請**はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

### (3) 旗ふり活動をおこなう期間

旗ふり活動は下記の内容で行なっております。ただし、台村A-9、台村B-9、台村Cブロックでは、旗ふり場所の危険度が高いため、他の地区とは異なる内容でおこなっております。今後も子どもたちの安全安心のため、旗ふり活動へのご協力をお願いいたします。

#### ① 4月始業式～2週目

⇒ 新しい登校班になれば、安全に登校ができるようにするため。

#### ② 5月1日～個別登校日2週目

⇒ 新1年生が安全に個別登校を行えるようにするため。

#### ③ 長期休暇が明けた週

⇒ 例年見守っていると、夏休み前より落ち着いて登校している子どもたちが多いため、子どもたちのペースで学校生活に戻れるように、集団登校は行わず旗ふり活動のみを行っています。

#### ④ その他の毎週金曜日

⇒ 複数の旗ふり場所にて、週の終わりに子どもたちの横断歩道への安全確認が不十分な様子が多く見受けられるため、金曜日に行くことにしました。

## 6. 転入・転出・地区移動について

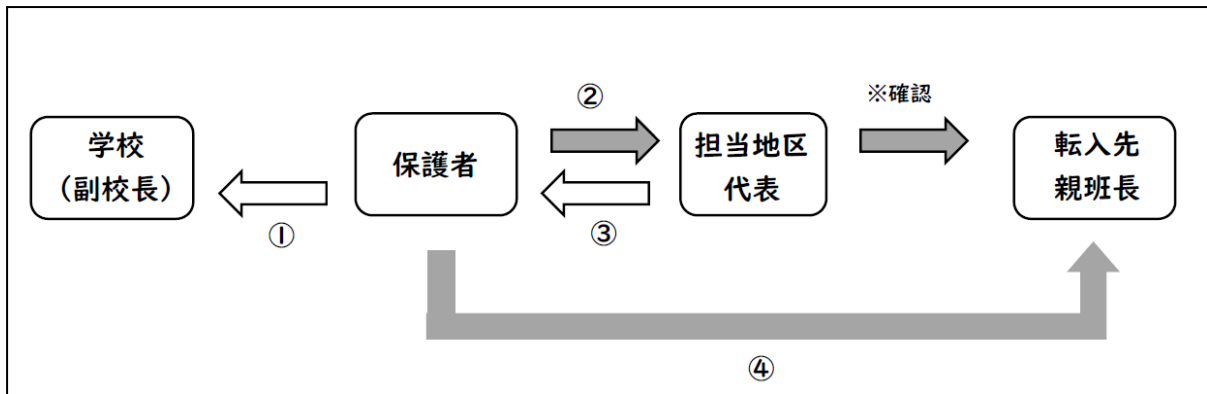
---

転入・転出・地区移動があった場合のそれぞれの手続きは次ページの通りです。わかり次第、速やかに学校（副校長）へご連絡ください。

※ 地区移動とは、学区内での転居など、所属する地区が変わった場合に発生いたします。学校から『転入・転出・地区移動の連絡票』を受け取り、必要事項をご記入のうえ、学校へ提出してください。

この連絡票に記載されているQRコードから地区代表に連絡ができ、アンケートフォームを回答することによって、登校班の決定をし、新たに所属する登校班のLINEグループを保護者へお伝えします。

すべての登校班名簿は、学校内で保管し、MMTで管理いたします。



### 学区外からの転入（≪手続きの流れ≫）

- ① 学校（副校長）へ転入連絡をし、連絡票を受け取る。その際、書面に記載されている登校班マップQRコードより、保護者自身で確認し、加入したい登校班を決める。
- ② 必要事項記入済みの連絡票を画像添付のうえ、転入先の担当地区代表QRコードより連絡する。
- ③ 加入する登校班が確定したら、担当地区代表が、転入先の登校班LINEグループの招待QRコードを送付する。
- ④ 転入先の登校班LINEグループに参加後、自己紹介をする（お子さんの学年や氏名など）。親班長から、登校班の集合場所・集合時間・登校ルート・旗ふり場所など加入する登校班のルールを確認する。

### 地区移動（学区内転出入）

1. 地区移動する保護者が、学校（副校長）と親班長に連絡する。
2. 上記の“学区外からの転入”①～④と同様に沿って手続きを行ってください。

### 学区外へ転出

1. 転出する児童の保護者が、学校（副校長）と親班長に連絡をする。
2. 親班長は担当地区代表に伝えてください。
3. 転出後に登校班LINEグループからご退室ください。

## 7. 森小みまもり隊 (MMT) とは？

2026年度より、PTAからの外部化にともない『森小みまもり隊 (MMT) 』と新たな名称に変えました。森の台小学校に在籍するすべての子どもたちの安全な登下校を見守るための保護者グループです。

MMTは、PTAの加入・非加入に関わらず、ご協力お願い申し上げます。

### (1) 活動内容について

活動名	活動詳細・目的
登校時の旗ふり活動	年に一度、各地区担当ごとに旗ふり活動シフトを作成し、親班長へ連絡しています。このシフトをもとに、班員の皆さんに旗ふり活動のご協力いただいております。 旗ふり活動は、横浜市スクールゾーン対策協議会の一環として行われており、学校周辺の交通安全を守るうえで非常に重要な活動です。
新入・転入・学区内移動にともなう登校班加入のフォロー	入学や転入時、森の台小学校に安心して子どもたちが登校できるように、通いやすいルートの登校班への加入のお手伝いをしています。MMTでは、個人情報保護の観点から、住所を一人ひとりに伺うことなく、登校班へ加入できるようにウェブ上に登校班マップを作成しています。
スクールゾーン協議会	学区内の路面標示や標識、路面の状態を確認し、必要に応じて要望、現地調査、協議のうえ、補修や新設を行うべきかなどを協議しています。横断歩道やグリーンベルト等の塗り直しもこの際に協議されます。 年度始めに、子どもたちの安全確保のために改善が必要だと考えられる要望箇所のご意見をすぐ一挙にて全世帯対象にうかがい、7月頃、区役所の地域振興課・土木課、緑警察署、自治会、学校、PTA、MMTが一堂に会し、学区内登下校ルートの安全の維持を目的に協議会を開催しています。
「こども110番の家」活動サポート	『こども110番の家』とは、こどもが身の危険を感じたとき、安心して逃げ込める場所です。目に付く場所や目立つ位置に、黄色いプレートの掲示がされています。 現在、森の台小学校に在籍している世帯の他、地域の方、近隣店舗にもご協力いただいております。MMTでは、ご登録していただいた方の名簿管理や更新継続の意思をお伺いしております。 ※2025年度より新規登録の受付を停止しています。

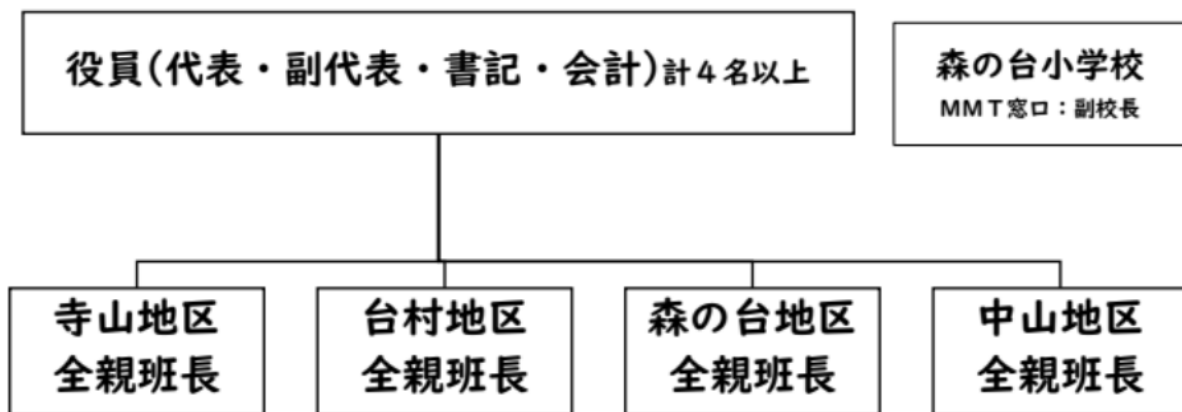
## (2) 活動運営費について

保護者の皆さまからの活動運営費はいただきません。

毎年、緑区より2万円の補助金の交付を受けており、校外活動に必要な物品の購入や経費をまかなっております。

## (3) 組織構成について

### 森小みまもり隊(MMT) ※すべてのご家庭が対象



◎ 役員は代表、副代表、書記、会計で行う。(基本的に各1名以上)

◎ 担当地区代表として、役員がそれぞれの地区を担当する。

◎ 各地区(寺山・台村・森の台・中山)からの1名以上の選出が望ましいが、限られた人数の地区もあるため、それに満たない場合は組織内で担当地区を決めたうえで活動に取り組む。


◎ 会計監査は、外部会計監査役として、PTA本部会計が行う。

#### (4) 役員特典について

2026年度より、下記の内容に特典を変更いたします。

- ・任期満了後次年度以降5年間は、PTA内の正副委員長およびMMT役員を辞退可能。
- ・在任期間とその次年度は旗振り活動を辞退する権利がある。

※ ただし、旗振り活動辞退は必ず上記の連続した期間であること。後倒し等の調整はできない。

<b>特典・旗振り辞退権について</b>		 <b>注意点</b>
在任期間（任期1年以上可能）	+	※必ず継続した期間とする。 例えば、任期次年度分を次々年度以降に調整することはできない。
	任期の次年度	

## 8. 緊急時・非常事態について

登下校時には思いもよらない事故やケガが起きることがあります。不審者や変質者等の情報があつた場合は状況に応じ、速やかに警察に連絡をし、学校へも状況報告をしてください。

地域の方々にご協力いただき『こども110番の家』の設置をしておりますのでご活用いただきながら、日頃よりお子様と緊急時・非常事態時の対応についてよく話し合ってください。

<b>緊急連絡先</b>	・緑警察署 045-932-0110
	・森の台小学校 045-931-2047(受付時間7:45~17:00)



## 10. よくある質問リストQ&A

### ① 登校班関係

#### Q. 集団登校はいつですか？

A. 始業式～4月30日までの1か月間と毎週月曜日、運動会や土曜参観等の休日登校日です。日程は学校と相談のうえ決めています。

#### Q. 個別登校はいつですか？

A. 5月1日以降の火曜日～金曜日です。

#### Q. 登校班員は何世帯何人からですか？

A. 原則として、近隣にお住まいの4世帯4名から11名以下で構成しています。12名を超える場合は枝番を使用し班員を分けますが、管理上は同じ親班長のもと同じ班として設定されます。卒業する6年生と新入・転入生の人数を考慮して、近くの班との統合や枝番化の編成は、年度始めに調整いたします。万が一、年度途中で転出があり人数不足になっても、原則としてその班を調整するのは年度始めとします。ただし、班員の所属学年が低学年のみになった場合は再調整とします。必ず学校（副校長）またはMMT役員に連絡ください。

#### Q. 子班長は誰が担当すればいいですか？

A. 原則として、その班の中の最年長のお子さんをお願いいたします。

#### Q. 親班長は誰が担当すればいいですか？

A. 親班長になる方の決まりは設けておりませんが、第1子1年生の保護者の着任はお控えください。

#### Q. 子ども同士のトラブル等で登校班を変更したい。

A. 学区内の引越しを除き、原則として登校班の変更はできません。登校班内でのトラブルは学校生活にも関わりますので、MMTではなく、まずは学校（副校長）にご相談ください。

#### Q. 子班長が歩くのが早くて困る。低学年の子が歩くのが遅くて困る。

A. 低学年と高学年では歩幅や体力に差があります。週に一度の集団登校ですので、お互いに思いやりを持っていただきますようお子さまへのお声がけをお願いいたします。

### Q. 個別登校を希望します。

A. 個別登校の理由を添えて学校（副校長）に申請してください。

《申請内容》

1. お子さまの学年クラス・氏名
2. 所属している登校班名
3. 変更理由

※登校班に所属したまま一時的に個別登校することも可能ですので、一度親班長にご相談ください。

### Q. 集団登校の途中でトイレに行きたくなったらどうする？

A. 登校ルート内にある公衆トイレは限りがあります。万が一の場合は、ご自宅に戻ることをおすすめします。その際は同じ登校班の上級生に理由を伝え、学校の先生に報告してもらうようにしてください。

※登校ルートのどの辺まで行ったら家に戻るのか、そのまま学校に向かうのかを、保護者様とお子さまで話し合いご確認ください。

### Q. 登校班内の並び順に決まりはありますか？

A. 原則として、先頭が子班長、最後尾が子副班長とする。子班長の後ろから新1年生→低学年の順で並ぶ。それ以外は児童の安心安全を考慮して、親班長が順番を決めています。

※児童同士のトラブルや仲が良すぎて班の列から外れてしまう等が起こらないよう、配慮して構成することは問題ありません。

### Q. 班員の入れ替わりに伴い、集合場所やルートを見直し、変更したい。

A. 班内でご検討いただき、決定した内容を親班長からMMT役員にご連絡ください。集合場所は近隣の方や通行人の妨げにならない場所であることが条件です。なお、集合場所の使用交渉などは学校およびMMT役員が関与することはございません。班内で朝の状況をご確認のうえ、ご判断ください。

### Q. 親班長の引継ぎについて

A. 各地区親班長メッセージンググループ（LINE等）の運営引継ぎや各登校班内の親班長引継ぎは3月上旬を予定しています。なお、現親班長の任期は卒業式前日までとします。

## ② 旗ふり関係

### Q. 旗ふり活動を行う日はいつですか？

A. 以下の日程で行っています。詳しくは『5. 旗ふり活動へのご協力のお願い』をご確認ください。

- \* 4月始業式～2週目の毎日
- \* 5月1日～2週目の毎日
- \* 長期休暇が明けた週
- \* 上記以外の毎週金曜日

### Q. 旗を紛失、破損してしまいました。どうすればいいですか？

A. 新しい旗をお渡しします。ケガ防止のため、お子さま経由ではなく直接保護者にお渡しします。学校が空いている時間で受渡し希望の日を学校（副校長）にご連絡ください。

### Q. ビブスの着用は義務ですか？

A. ビブスの着用は義務ではありません。横浜市旗ふり指導ハンドブックには「車から見えやすい、目立つ服装」と記載があるため、その代わりにビブスと認識してください。着用をご希望の場合は、班に1着貸与します。不要になりましたら、ご返却願います。

### Q. 旗ふり活動の辞退申請をしたいです。どのように申請したらいいですか？

A. 個人情報保護のため、申請窓口は親班長ではなく、学校（副校長）です。MMTは辞退理由に関与いたしません。辞退申請の対象条件をご確認のうえ学校（副校長）へご連絡ください。詳しくは『5. 旗ふり活動へのご協力のお願い』をご確認ください。

※現在共働き世帯が多いため、お仕事をされていることを理由とした申請は対象外です。予めご了承ください。

### Q. 自分が担当する旗ふり活動の日程はいつ頃わかりますか？

A. 旗ふり活動の日程は、年2回に分け、親班長を通して班員へお知らせします。

- \* 『次年度4月～夏休み前』 → 2月下旬頃
- \* 『夏休み明け～年度末』 → 6月頃

**Q. 旗ふり活動の当日、体調不良や急用等で活動できなくなったら、どうすればいいですか？**

A. 子どもたちの安全のため可能であれば代役を立てていただきたいと思います。しかし、難しいようでしたら欠番で構いません。その際、MMTや学校への報告は必要ありません。

**Q. 台風や大雪など、悪天候時も旗ふり活動をした方がいいですか？**

A. 原則として休校にならない限りは、通常どおりです。ご自身の安全も確保したうえでの活動をお願いいたします。

※ただし、ご自身のお子さまを登校させないと判断した場合は、活動を中止して構いません。子どもたちの安全のため可能であれば代役を立てていただきたいと思います。しかし、難しいようでしたら欠番で構いません。その際、MMTや学校へのご報告は必要ありません。

**Q. 旗ふり活動の外部委託などは検討しないのですか？**

A. 旗ふり活動は、外部委託すると警備業務にあたるため1人の警備員に対し1日2万円ほど費用がかかります。現状の予算では厳しいです。地域の方のご協力に関しても、地区によって自治会や学援隊の方々が既に登下校時にみまもり活動をしてくださっているため、これ以上は負担になるため難しいとの回答をいただいております。

※2024年スクールゾーン協議会にて審議済み。

**Q. 旗ふり場所で警察が旗ふりしています。どうすればいいですか？**

A. 春と秋の交通安全週間に警察の方がみまもり活動をしている場合があります。警察の方がいる日は業務の妨げになってしまうので、その日の旗ふり活動は中止で大丈夫です。ただし、警察との日程調整はできないため当日行ってみないと判断できませんのでご了承ください。

**Q. 登校班によって旗ふり活動の回数が異なるのはどうしてですか？統一できないのですか？**

A. 極力同じくらいにしようと心がけていますが、各旗ふり場所の危険度、1箇所に対する必要旗ふり人員数、担当班数、世帯数が異なるため、統一は難しいです。各登校班によって年間の旗ふり回数異なることはご了承ください。

※現在、毎日旗ふり活動を行っている危険度の高い区域につきましては、該当地域の保護者さまにアンケートを実施し、同意を得ています。またご意見があがりましたら、都度アンケートを実施する予定です。

### ③ その他

#### Q. 活動費の保護者負担はありますか？

A. 活動費の負担はございません。

※基本的に活動費は、毎年度緑区から支給される補助金（2万円）でまかなわれます。

#### Q. 登校班ルートに蜂の巣やカラスの巣等があり心配です。どうにかなりませんか？

A. 一度区役所の土木課にお問い合わせください。区役所の対応が難しい場合は、班員の皆さんで安全な迂回ルートをご検討いただき、親班長から担当地区代表へご連絡ください。

#### Q. 学区外転出（引越し等）しますが、何か手続きすることはありますか？

A. 加入していた登校班LINEグループの退室をお願いいたします。学校での手続きは「6. 転入・転出・地区移動について」をご参照ください。

#### Q. なぜ下校時も登校ルートを通ることが推奨されているのですか？

A. スクールゾーン協議会では、登下校ルートに沿って路面標示等の修繕や新設の要望を提出します。管理下にある登下校ルートを通ることが思わぬ事故を防ぐことに繋がるため、推奨しています。

※ 一部、登校と下校ルートが異なる班がございます。事前に決められたルートをご確認ください。

#### Q. 次期MMT役員選出について

A. 12月上旬より『立候補制』にて選出いたします。ただし、1月末日までに定員（4名）に満たない場合は、次期親班長の中から学校（副校長）立ち合いによる『くじ引き』にて選出いたします。

《くじ引き辞退対象者》

PTA本部役員・旧校外指導実行委員会・推薦委員会・常任委員会の正副委員長の経験者（任期満了後の5年間のみ辞退可能）

※ なお、現在共働きの世帯が多いため、お仕事をされていることを理由にしての辞退はご遠慮ください。

最後までお読みいただきありがとうございました。

日頃より、皆さまのご理解ご協力、心より感謝申し上げます。

※ 森小みまもり隊 (MMT) における活動で知り得た個人情報は、本活動にのみ使用させていただきます。なお、その運営の基幹となる『森小みまもり隊ガイド』の内容を変更する際は、事前にPTA本部役員および学校と協議いたします。

※ 本ガイドに関する質問等、不明な点がございましたら学校 (副校長) までご連絡ください。

《お問い合わせ窓口》 森の台小学校(副校長)

045-931-2047

受付時間：10時～16時

